様式第五十一（第52条関係）

表

年　月　日発行第　　号（　年　月　日まで有効）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

刻印

（写真）

産業競争力強化法第１４５条第１項による立入検査証

（発　行　権　者）　　印

裏

産業競争力強化法抜粋

第百四十五条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関から事業再編促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２・３　（略）

４　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

５　第一項から第三項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百五十六条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第百四十五条第一項又は第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とする。

様式第五十一（第52条関係）

表

年　月　日発行第　　号（　年　月　日まで有効）

職　　名	氏　　名	生　年　月　日

刻印

（写真）

産業競争力強化法第１３８条第１項による立入検査証

（発　行　権　者）　　印

裏

産業競争力強化法抜粋

第百三十八条　主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定金融機関から事業再編促進業務に関し報告をさせ、又はその職員に、指定金融機関の営業所若しくは事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

３　前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

４　第一項及び第二項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第百五十条　次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～三　（略）

四　第百三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

（備考）用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この命令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第二十六号）附則第一条第二号に定める日（平成三十年九月二十五日）から施行する。